

東京事務所「ひまわりテラス」利用規程

北九州市東京事務所内に設置する「ひまわりテラス」（以下「テラス」という。）の利用に関して、次のとおり規程を定める。

1 テラスにおいて実施できる会議及びイベント等（以下「事業等」という）は、次のとおりとする。

- （１）北九州市が主催する事業等
- （２）北九州市及び連携中枢都市圏構成団体の発展に資する事業等
- （３）その他、北九州市東京事務所長が特に必要と認めた事業等

2 テラスの利用に当たっては、事前に利用申請書（様式１）を東京事務所に提出すること。

3 「ひまわりテラス」では、次の行為は禁止とする。

利用者が次の禁止行為を行い、改善の指示に従わなかった場合、北九州市東京事務所長はその利用を停止することができる。また、当該利用停止により利用者が受けた損害について、北九州市は賠償の責めを負わない。

- （１）営利活動、宗教活動、政治活動
- （２）北九州市東京事務所の事務を妨害する行為
- （３）公序良俗に反する行為
- （４）事務所及び付属物を損傷する行為

4 利用者は、事業等が終了次第、すみやかに自己の責任において原状回復をすること。

5 利用者は、その責めに帰すべき理由により施設を損傷し、又は滅失したときは、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない
